

を巡る諸相・実相

金融庁 総合政策局 リスク分析総括課 マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室

専門検査官 山田 真吾・秋山 絵理子

広島銀行 リスク統括部 マネロン等金融犯罪対策統括室長 山根 洋

株式会社 ACSiON 代表取締役 安田 貴紀

御堂筋法律事務所 東京事務所 弁護士 岡崎 頌央

ひふみ総合法律事務所 弁護士 矢田 悠

南山大学 法学部 准教授 橋本 広大

株式会社カウリス 代表取締役CEO 島津 敦好

財務省 関東財務局 理財部 金融監督官 萬場 大輔

「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・ 拡散金融対策の現状と課題（2023年 6月）」更新の概要

金融犯罪対策を中心に

金融庁総合政策局リスク分析総括課
マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室専門検査官

山田 真吾・秋山 絵理子

金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（平成30年2月）公表以降の金融機関等の対応状況等を「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（以下、「マネロンレポート」という）として取りまとめ、公表している。

本稿では、今回の更新概要（図表1）に触れつつ、マネロン等対策において注意すべき犯罪類型やリスクについて、ポイントを絞って記載している。

なお、本稿のうち意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、所属組織とは無関係であることに留意されたい。

一 マネロンレポート更新概要

まずはマネロンレポートの更新概要に

ついて簡単に触れていきたい。

第1章「我が国の金融機関を取り巻くリスクの状況」では、コロナ後の経済活動の取引増大、特殊詐欺の被害額の上昇、暗号資産を巡る違法行為によるマネロン等の脅威の高まりといった環境変化を記載するとともに、北朝鮮、ロシア・ウクライナ情勢を踏まえた追記を行った。

第2章「金融機関におけるマネロン等リスク管理態勢の現状と課題」では、金融機関の取組状況を更新した。中でも、SWIFT送金電文におけるISO20022への移行や、ペイロール、トラベルルールの新設といった状況を踏まえた記載を充実させるとともに、継続的顧客管理について多くの金融機関等が未回答先等の取扱いに苦慮するなか、先進的な事例等の追記を行った。

金融犯罪対策 (AML/CFT)

マネロンガイドラインにおける「対応が求められる事項」に対する態勢整備期限が2024年3月に迫るなか、改めて「金融犯罪対策」(中崎隆・本号「法務時評」)のキーワードを主軸として、関係各界の識者より銘々の所見・経験等を寄稿いただいた。

第3章「マネロン対策等に係る金融庁の取組」では、金融機関等の態勢整備期限が2024年3月末であることを踏まえた金融庁のモニタリング方針を示した。具体的には、2023事務年度は、金融機関等が2024年3月末までに、マネロンガイドラインとのギャップを埋めるために必要な規程等の整備が完了するよう助言・指導を行うこととし、より実務レベルに即した情報を展開するだけでなく、経営陣と対話することで、各業界の実情を踏まえた監督対応を実施していく旨を公表した(注1)。

そして、2024事務年度以降は、態勢整備期限が経過していることから、金融機関におけるマネロン等リスク管理態勢の整備が完了していることを前提に、どのようなオフサイトモニタリングおよび新たなマネロンターゲット検査を実施するか検討を進めるとともに、2024事務年度

【図表1】2022 事務年度マネロンレポート概要

第1章 現状認識	第2章 業態別の現状と課題	第3章 金融庁の取組
<p>1. 我が国の金融機関を取り巻くリスクの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ後、経済活動環境や技術の発展によるマネロン等リスクは変化している。強盗・特殊詐欺など、マネロンは我が国でも身近であり、対策が必要。 <p>2. 我が国のマネロン事犯やその主体等の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年版 NRA 等の分析 <p>3. マネロン等対策において注意すべき犯罪類型やリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺をはじめとした詐欺等の犯罪 ⇒特殊詐欺の被害額は数年ぶりに上昇 デジタル技術を活用した本人確認(eKYC)におけるリスク 暗号資産を使ったマネロン・特殊詐欺等の受け皿として利用 資金決済(収納代行等)におけるリスク サイバー犯罪(フィッシング詐欺、ランサムウェア等) テロ資金供与リスク 	<p>1. 業態共有の全体傾向と課題 態勢整備期限を踏まえた、現在の金融機関の態勢整備状況</p> <p>2. 業態別のリスクの所在と現状と課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 預金取扱金融機関 ・3メガバンクの取組状況 ・地域金融機関の取組状況 暗号資産交換業者 ・バーチャル口座、トラベルルール対応等 資金移動業者 ・行政処分先各社の分析・改善等 保険会社 金融商品取引業者 信託銀行・信託会社 貸金業者 	<p>金融庁の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> マネロン対策に係る態勢整備期限の提示及びターゲット検査等 リスク評価のための報告徴求命令の実施 資金決済法等の改正や FATF 関連法案の成立 ⇒改正6法等の説明 マネロン対策等に係る実務の共同化 丁寧な顧客(外国人)対応に係る要請 省庁間での連携強化 民間事業者との連携強化 一般利用者の理解促進のための広報活動 FATF への貢献 ⇒第4次審査の概観と第5次審査の方向性について

(出所) 金融庁

以降のモニタリングや検査を通じて、金融機関においてガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン等リスク管理態勢に問題があると認められた場合に

地域活性化学会金融部会第14回研究会

商流情報を活用した地域活性化

小野浩幸、木村公平、岩城裕之介、川端 篤、西山彰人、山口省藏

●開会挨拶

小野浩幸

(山形大学教授、地域活性化学会金融部会長)

●報告者

木村公平、岩城裕之介、川端 篤

(帝国データバンク)

西山彰人

(Social Harm ony 弁理士)

●司会

山口省藏

(地域活性化学会金融部会副部会長、金融経営研究所 所長)

※2023年7月3日オンライン開催

一 開会のあいさつ

小野 地域活性化学会金融部会長を務めています山形大学の小野です。私からみると、金融機関は、いまだに自身が保有する地域の産業・企業情報を活かしていきれていないのではないかと、という疑問があります。商流情報も地域を発展させていくうえで有用な情報です。今回は、金融機関以外の方に講師になっていただき、商流情報の活用方法を伺うことで、地域金融による地域活性化のヒントとしていきたいと考えています。本日も熱い議論を期待しています。

二 報告① 企業間取引データを活用した地域の商流分析

木村 帝国データバンクは信用調査をメインとして行っている企業です。それら147万社のデータを使って様々な分析を行っていくサービスも提供しています。今回は、信用調査報告書の中の取引先(仕入先、得意先)をすべてつなげたデータを活用した分析について報告します。

商流圏と売上高依存度
推計データについて



●小野浩幸 氏

1 商流圏の概要

岩城 商流圏分析では、企業間取引において頂点企業等の特定企業の売上がどのように仕入企業(サプライヤー側)に波及するか、ある仕入企業の売上高に対して波及効果が何%になるか(売上高依存度)をみるることができます。

ある自動車メーカーを頂点企

サステナブルファイナンスの行方

〜2023事務年度金融行政方針の公表を受けて〜

株式会社クエエマネーディングディレクター 牧野明弘



はじめに

持続可能な社会の構築が大きな課題となるなかで、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠である。2016年にパリ協定が発効して以降、多くの国・地域が地球温暖化に係る目標を定め、これに向かって様々な施策を行っており、2020年に日本でも、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、官民で様々な取組みが行われている（図表1）。従来日本は、2030年度までに2013年度比で26%削減することを目標としていたが、202

1年10月に地球温暖化対策推進本部において新たな削減目標を反映したNDC（国が決定する貢献）を国連に提出し、46%削減目標に変更した。

そのようななか、金融庁は、栗田新長官の新体制の下、8月29日に2023事務年度金融行政方針（以下、「金融行政方針」という）を公表した。事業者支援の推進、資産運用立国の実現をはじめ4つの重点課題を定め、その中の一つとして、「社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する」を掲げ、昨年度に続き、気候変動問題のほかサステナブルファイナンス推進を明記している。本稿では、ここ1年のサステナブルファイナンスに関する金融庁や金融機関の取組みの概

要、本事務年度における金融庁の取組方針・計画、サステナブルファイナンスに関する取組みの中でも喫緊の課題の一つである脱炭素等に向けた金融機関等の取組みについて概説する。

なお、本書のうち意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が所属する、または、かつて所属した組織・団体等の見解ではない。



一 金融庁によるサステナブルファイナンスへの取組みの概要

金融庁は、2020年12月にサステナブルファイナンス有識者会議（以下、「有識者会議」という）を設置し、サステナブルファイナンスを「持続可能な経済社会システムを支えるイン

フラ」として位置づけている。本会議では、金融行政におけるサステナブルファイナンスの推進に向けた諸施策について議論し、昨年までに二次にわたり報告書を公表した。

日本におけるサステナブルファイナンスの取組みは着実に進捗しており、第二次報告書（2023年6月）では、施策の大きな柱は引き続き維持しつつ、特にこの1年間の環境変化や施策の動向と施策の状況を取りまとめ、新たに生じた課題および認識された論点等を評価し、課題の全体像や施策の方向性を改めて整理している（図表2、3）。

1 サステナブルファイナンスの取組みの進捗と課題

(1) 企業開示の充実